

**「スタートアップとの事業連携及びスタート  
アップへの出資に関する指針」  
(概要)**

**公正取引委員会事務総局  
経済取引局取引部取引調査室**

# 1. これまでの経緯

# スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針について

- 公正取引委員会の実態調査や政府の成長戦略実行計画を踏まえ、公正取引委員会と経済産業省の連名で、**スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針**を策定。
- 本指針は、実態調査で明らかとなった問題について、公取委が**独占禁止法上の考え方**等を示し、経産省が**解決の方向性**等を示すもの。

## 令和2年7月 成長戦略実行計画

「今後、スタートアップ企業に対して更なる実態調査を行った上で、（注：スタートアップ企業と大企業等との）各契約における問題事例とその具体的改善の方向や、独占禁止法の考え方を整理したガイドラインについて、公正取引委員会と経済産業省連名で年内を目途に案を作成し、意見公募手続を開始する。」

## 令和2年11月 スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書

①スタートアップと連携事業者との取引・契約、②スタートアップと出資者との取引・契約について、公取委が実態調査を行い、問題を整理（右表）。

## 令和3年3月 スタートアップとの事業連携に関する指針

- スタートアップと連携事業者との取引・契約に係る問題について、①独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例、②問題の背景及び解決の方向性を整理。
- ①を公取委が、②を経産省が担当し、連名で策定。

## 令和3年6月 成長戦略実行計画

「スタートアップ企業と出資者との契約の適正化に向けて、新たなガイドラインを策定する。」

## 令和4年3月 スタートアップへの出資に関する指針

- スタートアップと出資者との取引・契約に係る問題について、①独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例等、②問題の背景及び解決の方向性を整理。
- 令和3年3月策定の指針を「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」に改正。

## 【実態調査で明らかとなった問題】

### 連携事業者との取引・契約

#### 【NDA(秘密保持契約)関係】

- ・営業秘密の開示
- ・片務的なNDA等の締結 等

#### 【PoC(技術検証)契約関係】

- ・無償作業等

#### 【共同研究契約関係】

- ・知的財産権の一方的帰属
- ・成果物利用の制限 等

#### 【ライセンス契約関係】

- ・ライセンスの無償提供
- ・特許出願の制限 等

#### 【その他】

- ・顧客情報の提供
- ・報酬の減額・支払遅延 等

### 出資者との取引・契約

#### 【出資契約関係】

- ・営業秘密の開示
- ・NDA違反
- ・無償作業
- ・委託業務の費用負担
- ・不要な商品・役務の購入
- ・株式の買取請求権
- ・研究開発活動の制限
- ・取引先の制限
- ・最恵待遇条件

## 2. スタートアップとの事業連携に関する指針の概要

# NDA（秘密保持契約）に係る問題①

## 営業秘密の開示

- スタートアップが、連携事業者から、**NDAを締結しないまま営業秘密の開示を要請される**場合がある。

(事例1) A社は、NDAを締結しなかったが、連携事業者から「そのうち契約するから、情報を開示してほしい」と言われ、NDAを交わさないままプログラムのソースコード等を開示させられた。その後、取引が中断し、連携事業者がA社のソースコードを使った類似サービスの提供を発表した。

(事例2) B社は、連携事業者に対し、ウェブサービスのノウハウそのものであるソースコードを全て提供するのは無理だと伝えたが、連携事業者から、ソースコードを全て提供しないのであれば、今後の取引に影響を与えるなどと示唆されたため、NDAを締結しないままソースコードを全て提供させられた。

## 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、NDAを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**（独占禁止法第2条第9項第5号）として問題となるおそれがある。

## 問題の背景及び解決の方向性

- 営業秘密の開示に係る問題が起きる背景として、「i.スタートアップ側の法的リテラシーの不足」、「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」が該当する。
- 具体的な予防策として、**①契約交渉が本格化する前に、自社が有する情報のうち、何を秘密情報とする必要があるかを整理すること**（モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】前文参照）、**②秘密情報の使用目的・対象・範囲を明確にしたNDAを締結すること**（モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】前文、第1条～第3条参照）が挙げられる。

## NDA（秘密保持契約）に係る問題②

### 片務的なNDA等の締結

- スタートアップが、連携事業者から、スタートアップ側にのみ秘密保持・開示義務が課され連携事業者側には秘密保持・開示義務が課されない片務的なNDA（以下「片務的なNDA」という。）の締結を要請される場合や、契約期間が短く自動更新されないNDA（以下「契約期間の短いNDA」という。）の締結を要請される場合がある。

（事例3）C社は、連携事業者と事業を共同で進めていくに当たり、それぞれの事業活動にとって重要な秘密情報を相互に交換し合う必要があったが、NDAにおいて、連携事業者は営業秘密を一切開示せず、C社だけが営業秘密を開示することとさせられた。

（事例4）D社は、連携事業者の秘密情報については、D社に保持する義務がかかる一方、D社の秘密情報については、連携事業者に保持する義務がかからないNDAを締結させられた。

（事例5）E社は、契約期間が自動更新されず、一般的な長さにと比べると非常に短い不利な条件のNDAを締結させられた。その後、連携事業者から、事業の連携についての連絡がなくなり、NDAの契約期間終了直後、類似のサービスの提供が発表された。

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、一方的に、片務的なNDAや契約期間の短いNDAの締結を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 片務的なNDAの締結など不平等な秘密保持・開示義務が締結される問題が起きる背景として、「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。
- 具体的な予防策として、一方だけに義務が生じるのではなく、双方が秘密保持義務を負う双務型のNDAを締結すること（モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】第2条、第10条参照）が挙げられる。

## NDA（秘密保持契約）に係る問題③

### NDA違反

- 連携事業者が、**NDAに違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売するようになる**場合がある。

（事例6）F社は、連携事業者とNDAを結んだが、連携事業者の秘密情報は開示されず、F社の秘密情報ばかりを求めに応じて開示するという状況であった。その後、連携事業者が、NDAに違反してF社の秘密情報を活用し、同様のサービスの提供を始め、F社の競合相手になった。

（事例7）G社は、連携事業者とNDAを締結した上で、プログラムのソースコードを開示した。その後、連携事業者と連絡がつかなくなり、連携事業者から、類似サービスの提供が発表され、G社の競合相手になった。

### 独占禁止法上の考え方

- 連携事業者が、NDAに違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売することにより、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合には、**競争者に対する取引妨害**（一般指定第14項）として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- NDA違反が起こる背景は、「i.スタートアップ側の法的リテラシーの不足」、「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」の分類にあてはまる。
- 具体的な予防策として、**①NDA違反の立証のために事前に秘密情報を具体的に特定しておくこと**（モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】第1条参照）、**②損害賠償責任の範囲・金額・請求期間を予め規定することが挙げられる。**

## PoC（技術検証）契約に係る問題①

### 無償作業等

- スタートアップが、連携事業者から、PoCの成果に対する必要な報酬が支払われない場合や、PoCの実施後にやり直しを求められやり直しに対する必要な報酬が支払われない場合がある。

（事例8）H社は、連携事業者から、見積りよりも追加作業が発生するPoCを求められ、PoC後に必ず契約すると口約束されていたために実施したが、追加作業について報酬が支払われず、契約もしてもらえなかった。

（事例9）I社は、連携事業者と試験的なAIシステムを開発するPoC契約を結んだ際に、連携事業者から「I社の製品を検証するためには、試験後の正式なシステムで動作確認を行う必要がある」と言われ、正式なシステムの開発作業を無償でさせられた。

（事例10）J社は、AIシステムを開発するPoCを行った際に、連携事業者の要望どおりに作業を行ったにもかかわらず、PoCの実施後に、連携事業者から追加の作業を無償で求められ、PoCの結果次第で、連携事業者との今後の共同研究契約や取引につながる可能性があったため、行わざるを得なかった。

（事例11）K社は、連携事業者から、問題点が明らかにされないまま、実施したPoCについて繰り返し修正を求められ、結局、相当なコストをかけたにもかかわらず、そのコストの5分の1程度の報酬しか支払われなかった。

（事例12）L社は、連携事業者の指示どおりにPoC作業を完成させても、連携事業者から新たな仕様書で新たな作業を行うよう求められ、延々と対応を続けさせられた。

（事例13）M社は、連携事業者の指示どおりにPoC業務を完遂させても、連携事業者から契約の範囲外の業務を延々と求められ、連携事業者が満足するまで対応を続けさせられたが、その業務に見合った報酬が支払われなかった。



## PoC（技術検証）契約に係る問題②

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、①正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、無償でのPoCを要請する場合、②当該スタートアップに対し、一方的に、著しく低い対価でのPoCを要請する場合、③PoCの実施後に、正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、④PoCの実施後に、正当な理由がないのに、当該スタートアップに対し、やり直しを要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 無償作業等の問題が起きる背景として、「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。
- 具体的な予防策として、**①業務委託（準委任）契約により、PoCの目的、終了要件を定めて、何らかの成果の達成を保証するものではないことを明らかにすること**（モデル契約書【技術検証（PoC）契約書（新素材）】第1条～第3条、第5条、モデル契約書【共同研究開発契約書（AI）】第6条参照）、**②PoCの対価設定を明確化すること**（モデル契約書【技術検証（PoC）契約書（新素材）】第4条参照）、**③共同研究開発への移行条件を明確化すること**（モデル契約書【技術検証（PoC）契約書（新素材）】第6条参照）が挙げられる。

## 共同研究契約に係る問題①

### 知的財産権の一方的帰属

- スタートアップが、連携事業者から、**共同研究の成果に基づく知的財産権を連携事業者のみに帰属させる契約の締結を要請される**場合がある。

(事例14) N社は、PoCや共同研究に入る段階で、連携事業者から契約書のひな形を押し付けられる形で契約書を交わしたが、その契約書においては、PoCや共同研究の成果物の権利が一方的に連携事業者に帰属することとなっていた。

(事例15) O社は、共同研究で、連携事業者から、知的財産権の無償提供に応じさせられた。

(事例16) P社にとって、大企業である連携事業者との取引の実績がなくなると、信用の確保が難しくなるため、共同研究契約書を交わすときの立場が連携事業者の方が強く、交渉は難しかったところ、P社は、連携事業者から一方的に知的財産権の譲渡を求められ、譲渡せざるを得なかった。

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 知的財産権の一方的帰属に関する問題が起きる背景として、「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。
- 具体的な予防策として、**①共同研究契約締結前に保有していたバックグラウンド情報の範囲を明確化し、共同研究の成果とのコンタミネーションを防ぐこと**（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第2条参照）、**②スタートアップに知的財産権を帰属させ、連携事業者に一定の限定を付した独占的利用権を設定することを検討する一方、連携事業者にも配慮し、第三者との競合開発禁止やスタートアップが経営不安に陥った際の連携事業者の知的財産権買取りオプションの設定についても検討すること**（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第7条、第13条参照）が挙げられる。

## 共同研究契約に係る問題②

### 名ばかりの共同研究

- **共同研究の大部分がスタートアップによって行われたにもかかわらず、スタートアップが、連携事業者から、共同研究の成果に基づく知的財産権を連携事業者のみ又は双方に帰属させる契約の締結を要請される** 場合がある。

(事例17) Q社は、共同研究の中心であるプログラムの開発自体を全て行うにもかかわらず、共同研究の成果物の特許は全て連携事業者に帰属するといった一方的な内容の契約書を受け入れさせられた。

(事例18) R社は、プログラムの開発自体は自社で全て行うが、連携事業者から、共同研究によって取得した特許は全て連携事業者に帰属するといった一方的な内容の契約書を受け入れさせられた。

(事例19) 共同研究といっても、S社が、技術、ノウハウ、アイデアのほとんど全てを提供しており、連携事業者は、共同研究への貢献度がほとんどないにもかかわらず、S社は、連携事業者から成果物の特許は共同出願することとされた。

(事例20) T社が、全ての研究開発を行い、連携事業者は、T社が開発した技術の試験運用を行うのみであるにもかかわらず、T社は、連携事業者から、開発した技術の半分の権利を渡すよう、一方的に連携事業者に有利な契約を締結させられた。

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 名ばかりの共同研究による知的財産権の帰属に関する問題が起きる背景として、「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。
- 具体的な予防策として、**①事前に役割分担の詳細を規定すること**（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第3条参照）、**②成果物創出への貢献度に応じた適切なリターンを設定すること**（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第5条参照）が挙げられる。

## 共同研究契約に係る問題③

### 成果物利用の制限

- スタートアップが、連携事業者により、**共同研究の成果に基づく商品・役務の販売先が制限される** 場合や、**共同研究の経験を活かして開発した新たな商品・役務の販売先が制限される** 場合がある。

(事例21) U社は、連携事業者にU社のみで開発したサービスを導入する際に、連携事業者から「競合他社には販売しないように。販売した場合には、取引を白紙に戻す」などと指示を受け、受け入れざるを得なかった。

(事例22) V社が連携事業者との事業連携の経験を活かして改善したAIは、元々V社が独自に開発し、その連携事業者の重要な情報は入っていないにもかかわらず、V社は、その連携事業者により、そのAIを他社に販売しないよう制限された。

### 独占禁止法上の考え方

- 市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商品・役務の販売先を制限したり、共同研究の経験を活かして新たに開発した成果に基づく商品・役務の販売先を制限したりすることは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、**排他条件付取引**（一般指定第11項）又は**拘束条件付取引**（一般指定第12項）として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 成果物利用の制限に関する問題が起きる背景として、「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当すると考えられる。
- 具体的な予防策として、**スタートアップに知的財産権を帰属させ、連携事業者に一定の限定を付した独占的利用権を設定すること**（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第7条、第13条参照）等が挙げられる。

## 補足：「市場における有力な事業者」及び「市場閉鎖効果」

### ■ 市場における有力な事業者

垂直的制限行為には、「市場における有力な事業者」によって当該行為が行われた場合に不公正な取引方法として違法となるおそれがあるものがある。後記第2の2（自己の競争者との取引等の制限）の各行為類型、同3（3）（厳格な地域制限）及び同7（抱き合わせ販売）がこれに当たる。

「市場における有力な事業者」と認められるかどうかについては、当該**市場**（制限の対象となる商品と機能・効用が同様であり、地理的条件、取引先との関係等から相互に競争関係にある商品の市場をいい、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から判断されるが、必要に応じて供給者にとっての代替性という観点も考慮される。）**におけるシェアが20%を超えることが一応の目安**となる。ただし、この目安を超えたのみで、その事業者の行為が違法とされるものではなく、当該行為によって「市場閉鎖効果が生じる場合」又は「価格維持効果が生じる場合」に違法となる。

市場におけるシェアが20%以下である事業者や新規参入者がこれらの行為を行う場合には、通常、公正な競争を阻害するおそれはなく、違法とはならない。

### ■ 市場閉鎖効果が生じる場合

「市場閉鎖効果が生じる場合」とは、非価格制限行為（講演者注：取引先事業者の取扱商品、販売地域、取引先等の制限を行う行為）により、**新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。**

「市場閉鎖効果が生じる場合」に当たるかどうかは、上記（1）の適法・違法性判断基準の考え方に従って判断することになる。例えば、このような制限を行う事業者の市場における地位が高いほど、そうでない場合と比較して、市場閉鎖効果が生じる可能性が高くなる。また、この判断に当たっては、他の事業者の行動も考慮の対象となる。例えば、複数の事業者がそれぞれ並行的にこのような制限を行う場合には、一事業者のみが行う場合と比べ市場全体として市場閉鎖効果が生じる可能性が高くなる。

なお、「市場閉鎖効果が生じる場合」に当たるかどうかの判断において、非価格制限行為により、具体的に上記のような状態が発生することを要するものではない。

出所：流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針

## ライセンス契約に係る問題①

### ライセンスの無償提供

- スタートアップが、連携事業者から、**知的財産権のライセンスの無償提供を要請される**場合がある。

(事例23) W社は、連携事業者に対し、W社の技術をライセンスして製品を販売してもらうこととしたところ、連携事業者から、ライセンス料を無償にさせられた。

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、知的財産権のライセンスの無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 一方の企業に極端に有利な条件でのライセンス契約の事例が発生してしまう問題の多くは、当事者における「i.スタートアップ側の法的リテラシーの不足」、「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」が影響要因となっていると考えられる。
- 具体的な予防策として、**①ライセンス対象、期間、エリア、独占・非独占の範囲を明確化すること**（モデル契約書【ライセンス契約書（新素材）】第2条参照）、**②特許の希少性・重要性、市場規模、価格や製品寿命、特許の貢献度など個別のケースに応じて幅広く検討した上でライセンス料を設定すること**（モデル契約書【ライセンス契約書（新素材）】第4条参照）が挙げられる。



## ライセンス契約に係る問題②

### 特許出願の制限

- スタートアップが、連携事業者から、スタートアップが開発して連携事業者にライセンスした技術の特許出願の制限を要請される場合がある。

(事例24) X社は、連携事業者から受託したソフトウェア開発の過程でX社が独自に開発したノウハウや技術について、連携事業者から、一切の特許取得を禁じるという条項が付された契約の締結を求められ、契約させられた。

(事例25) Y社は、連携事業者と共同研究を行っていたが、その共同研究ではない研究でY社が開発した新たな技術について、連携事業者から、一方的に、共同出願を含めてその技術の権利の帰属を協議することとされ、契約の中に単独出願による特許取得を禁止する条項を入れられた。

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、一方的に、当該スタートアップが開発した技術の特許出願の制限を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- ライセンス契約における特許出願制限の事例が発生してしまう問題の多くは、当事者における「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が影響要因となっていると考えられる。
- 具体的な予防策として、共同研究開発のテーマを明確にし、新たに発明された知的財産権が共同研究によって生まれたものかどうかを明確に区分できるようにして、発明主体を明確化すること（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第1条参照）が挙げられる。

## ライセンス契約に係る問題③

### 販売先の制限

- スタートアップが、連携事業者により、**他の事業者等への商品・役務の販売を制限される**場合がある。

(事例26) Z社は、サービス開発の際、資金とデータの両方で連携事業者に依存しているところ、その連携事業者から、連携事業者のデータを含まないサービスであっても、その連携事業者以外にサービスを提供してはならないという独占契約を結ばされた。

(事例27) a社は、自身も販売できない条件が付され、販売すると違約金を請求される内容の独占販売契約を締結させられた。

### 独占禁止法上の考え方

- 市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な範囲を超えて、他の事業者への販売を禁止したり、スタートアップ自らによる販売を制限したりすることは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、**排他条件付取引**又は**拘束条件付取引**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 販売先制限の問題の多くは、当事者における「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が影響要因となっていると考えられる。
- 具体的な予防策として、**双方のビジネスモデルの差異を勘案し、互いにどのような販売範囲の制限をかけることが、相互の利益を最大化できるか調整した上で実施権を設定すること**（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第7条参照）が挙げられる。



## その他（契約全体等）に係る問題①

### 顧客情報の提供

- スタートアップの顧客情報は営業秘密であるがNDAの対象とはならないことが多いところ、スタートアップが、連携事業者から、**顧客情報の提供を要請される**場合がある。

(事例28) b社は、連携事業者から顧客情報の提供を求められ、提供せざるを得なかった。その結果、連携事業者は、b社の顧客に対してb社製品と競合する製品を販売するようになった。

(事例29) c社は、連携事業者との協業において、営業秘密である販売先の情報を提供させられたが、連携事業者は、情報を一切開示しなかった。

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、顧客情報の無償提供等を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 顧客情報の提供のような問題が起こる背景要因として、「i.スタートアップ側の法的リテラシーの不足」や「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当する。
- 顧客情報が営業秘密として保護される措置を講じることが重要であるところ、具体的な予防策として、**①不正競争防止法上の営業秘密として保護される社内の管理体制をつくること**、**②NDA等において守秘義務・目的外使用禁止を規定すること**（モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】前文、第1条～第3条参照）が挙げられる。

## その他（契約全体等）に係る問題②

### 報酬の減額・支払遅延

- スタートアップが、連携事業者から、**報酬を減額される**場合や、**報酬の支払を遅延される**場合がある。

(事例30) d社は、連携事業者との共同研究契約において、約束した金額を数年にわたって受け取ることとなっていたにもかかわらず、契約期間中に、正当な理由なく、一方的に報酬を減額された。

(事例31) e社は、連携事業者から、e社の報酬金額を未定として契約することを求められ、別途具体的な金額の提示を受けていたため、契約書を交わした。その後、e社は、作業を実施したが、連携事業者から、その作業が不要になったと言われ、契約書に報酬金額が記載されていないことを理由に、提示を受けた金額を一方的に減額された。

(事例32) f社は、連携事業者から委託を受けた作業の終盤で、突然、製品の動作、品質、精度等の保証を求められた。これらの保証については、契約前から難しいと伝えていたにもかかわらず、連携事業者から、これらの保証ができないことを理由に、報酬を減額された。

(事例33) g社は、同社が連携事業者に納入する一部の製品について、契約で前払金を受けるとなっていたが、前払金の支払を遅延された。

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、①正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合、又は、②正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日までに対価を支払わない場合であって、取引の相手方であるスタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 報酬の支払を巡り、合意済みの契約条件の変更や破棄を迫られる、あるいは、契約書で後日協議とされていた報酬の額について一方的に低額の報酬でなければ応じられない旨を迫られるような問題の要因分類としては、「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当する。
- 具体的な予防策として、①**契約締結時において明確な報酬支払条件及び報酬額を設定すること**（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第10条参照）、②**製品等に係る品質保証の有無について事前に整理すること**（モデル契約書【技術検証（PoC）契約書（新素材）】第5条）が挙げられる。

## その他（契約全体等）に係る問題③

### 損害賠償責任の一方的負担

- スタートアップが、連携事業者から、**事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任をスタートアップのみが負担する契約の締結を要請される**場合がある。

(事例34) h社は、連携事業者から、h社が開発し、連携事業者に納品したシステムを搭載している製品に不具合があった場合には、当該システムに起因するか否かにかかわらず、製品の損害賠償責任は全てh社にあり、連携事業者は責任を一切負わないと一方的に取り決められた。

(事例35) i社は、連携事業者に対し、連携事業者との取引金額を上限とした責任を要望していたが、交渉上の立場が弱いため、i社が全てのリスクを負うような契約を受け入れさせられた。

(事例36) j社は、連携事業者から取引金額の数倍から数十倍の損害賠償責任を負わされた。

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任の一方的な負担を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 損害賠償責任の一方的負担が発生する要因分類としては、「i.スタートアップ側の法的リテラシーの不足」や「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当するケースが多いと考えられる。
- 具体的な予防策として、①**特許保証については「Xが知る限り権利侵害はない」等、発生条件を制限すること**（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第9条参照）、②**スタートアップの資力に鑑み、賠償額を制限すること**（モデル契約書【技術検証（PoC）契約書（新素材）】第10条参照）が挙げられる。

## その他（契約全体等）に係る問題④

### 取引先の制限

- スタートアップが、連携事業者により、**他の事業者との取引（販売、仕入等）を制限される**場合がある。

(事例37) k社は、連携事業者と業務提携契約を締結するに当たり、連携事業者から他社製品を取り扱わないでほしいと言われ、抵抗したものの、業務提携先が他にはおらず、受け入れざるを得なかった。

### 独占禁止法上の考え方

- 市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な範囲を超えて、他の事業者への商品・役務の販売を禁止することは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、**排他条件付取引**又は**拘束条件付取引**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 取引先の制限が発生する要因分類としては、「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当するケースが多いと考えられる。
- 具体的な予防策として、**互いの利害調整を経た上で取引先を制限すること**（モデル契約書【共同研究開発契約書（新素材）】第7条、第13条参照）が挙げられる。

## その他（契約全体等）に係る問題⑤

### 最恵待遇条件

- スタートアップが、連携事業者により、**最恵待遇条件（連携事業者の取引条件を他の取引先の取引条件と同等以上に有利にする条件）を設定される**場合がある。

（事例38）I社は、連携事業者から、製品の販売価格を他社と比較して最安値にすること等を取引の条件とされた。

（事例39）m社は、複数の連携事業者にサービスを提供しているところ、ある連携事業者により、サービスが他の連携業者に比べて最安値となるようにさせられた。

（事例40）n社は、連携事業者により、n社が運営する媒体上でその連携事業者が最も目立つようにすることや、類似の媒体を運営する他社との取引条件と同等以上の条件とさせられた。

### 独占禁止法上の考え方

- 市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、最恵待遇条件を設定することは、それによって、例えば、連携事業者の競争者がより有利な条件でスタートアップと取引することが困難となり、当該競争者の取引へのインセンティブが減少し、連携事業者と当該競争者との競争が阻害され、市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、**拘束条件付取引**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 最恵待遇条件の設定が発生する要因分類としては、前項と同様に「ii.オープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が該当するケースが多いと考えられる。
- 具体的な予防策として、**利害調整を経た上で最恵待遇を設定すること**（モデル契約書【利用契約書（AI）】第8条参照）が挙げられる。

### **3. スタートアップへの出資に関する指針の概要**

# 営業秘密の開示

## 営業秘密の開示

- スタートアップが、出資者から、NDAを締結しないまま営業秘密の開示を要請される場合がある。

【事例41】 o社は、出資者から、NDAの締結を拒否された上、営業上の秘密を含むビジネスモデルの内容を説明することを強く求められ、その内容を説明した。

【事例42】 出資者がp社の製品を内製できるようにするために、p社は、出資者から、出資契約の内容を超えて、製造の全工程に係るノウハウを無償で開示させられた。

## 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、NDAを締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

## 問題の背景及び解決の方向性

- 問題の背景として、「i.スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足」、「ii.出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足」が挙げられる。
- 解決の方向性として、①秘密情報を整理しておくこと、②秘密情報の使用目的・対象・範囲を明確にしたNDAを締結することが挙げられる。

# NDA違反

## NDA違反

- 出資者が、NDAに違反して事業上のアイデア等の営業秘密を他の出資先に漏洩し、当該他の出資先が、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売する場合がある。

【事例43】 q社は、出資者から、事業上の秘密情報を教えることが出資の条件とされたため、出資者とNDAを結んだ上で教えたところ、出資者は、NDAに違反して、出資者の出資先でありq社の競合にもなり得る事業者に対し、その秘密情報を流出させた。その結果、当該事業者は、q社の競合サービスを開発して販売するようになった。

### 独占禁止法上の考え方

- 出資者が、NDAに違反してスタートアップの営業秘密を他の出資先に漏洩し、当該他の出資先をしてスタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売させることは、それによってスタートアップとその取引先との取引が妨害される場合には、**競争者に対する取引妨害**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 問題の背景として、「i.スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足」、「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が挙げられる。
- 解決の方向性として、①NDA違反の立証のために秘密情報を具体的に特定をすること、②損害賠償責任を規定することが挙げられる。



# 無償作業

## 無償作業

- スタートアップが、出資者から、契約において定められていない無償での作業を要請される場合がある。

【事例44】 出資者が自らの新規事業を立ち上げる際に、r社は、出資者から、契約上決められていた範囲を超えて、その新規事業を進めるために、無償での作業を要求された。出資者とは今後の取引もあったことから、r社としては交渉しづらい立場にあったため、r社にとって利益がなかったにもかかわらず、実際に無償で作業をさせられた。

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、契約において定められていない無償での作業等を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 問題の背景として、「ii.出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足」、「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が挙げられる。
- 解決の方向性として、双方がスタートアップの経営状態に応じて発生する作業等の調整をすることが挙げられる。

## 出資者が第三者に委託した業務の費用負担

### 出資者が第三者に委託した業務の費用負担

- スタートアップが、出資者から、出資者が第三者に委託して実施した業務に係る費用の全ての負担を要請される場合がある。

【事例45】 s社は、出資者が外部に委託して実施した業務の費用を全て負担するよう要求され、支払わざるを得なかった。その費用は、本来は出資者が負担すべきものであった。

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、一方的に、出資者が第三者に委託して実施した業務に係る費用の全ての負担を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 問題の背景として、「i.スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足」、「ii.出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足」が挙げられる。
- 解決の方向性として、双方が、出資の審査に係る調査の内容等を調整、協議した上で、費用負担についての共通認識を持つこと等が挙げられる。

## 不要な商品・役務の購入

### 不要な商品・役務の購入

- スタートアップが、出資者から、他の出資先を含む出資者が指定する事業者からの不要な商品・役務の購入を要請される場合がある。

【事例46】 t社は、既にバックオフィスの専門家を確保しており、新たな専門家を必要としていない状況であったにもかかわらず、出資者から、出資者の関係者である専門家を使うように指示され、一方的に人件費の負担を強いられた。

【事例47】 u社は、出資者から、事業遂行上全く必要としていない業務であったにもかかわらず、出資者の出資先である別の事業者にその業務を発注することを求められ、その不要な業務に係る費用分の損失を被った。

### 独占禁止法上の考え方

- 取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請する場合であって、当該スタートアップが、それが事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 問題の背景として、「i.スタートアップ側の契約・法律に関するリテラシーの不足」、「ii.出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足」が挙げられる。
- 解決の方向性として、スタートアップが出資者の紹介等で商品・役務を購入する際には、それがスタートアップの業務に必要なものかなどについて調整し共通認識を持つこと等が挙げられる。

## 株式の買取請求権①

### 買取請求権を背景とした不利益な要請

- ①スタートアップが、出資者から、知的財産権の無償譲渡等のような不利益な要請を受け、その要請に応じないときには株式の買取請求権を行使すると示唆される場合がある。

【事例48】v社は、事業を順調に進めており、出資者と定めた事業計画上の目標を達成していたにもかかわらず、出資者から、知的財産権を無償で譲渡するように求められ、それに応じない場合には株式の買取請求権を行使すると示唆されたため、その知的財産権を譲渡した。

### 著しく高額な価額での買取請求が可能な買取請求権の設定

- ②スタートアップの事業資金が枯渇しつつある状況において、スタートアップが、出資者から、出資額よりも著しく高額な価額での買取請求が可能な株式の買取請求権の設定を要請される場合がある。

【事例49】w社は、出資者から、w社側の軽微な契約違反の場合でも、出資者が株式の買取請求権を行使できる条件を設定された上、出資者が出資額よりも著しく高額な価額で買取請求できる条件を一方的に設定された。

【事例50】x社は、出資者から、x社が数年後に出資額よりも著しく高額な価額で必ず株式を買い戻さなければならないという条件を受け入れさせられた。

### 行使条件を満たさない買取請求権の行使

- ③株式の買取請求権の行使条件が満たされていなかったにもかかわらず、スタートアップが、出資者から、保有株式の一部について買取請求権を行使される場合がある。

【事例51】y社は、製品をより低価格で販売できるよう、機材調達の方法を変更した。この変更は、事業計画の重大な変更にあらず、株式の買取請求権の行使条件を満たしていなかったが、出資者から、株式の一部について一方的に買取請求権を行使された。

## 株式の買取請求権②

### 独占禁止法上の考え方

- 株式の買取請求権は、出資者がその行使の可能性をスタートアップに示唆するなどして交渉を優位に進めることを可能とする点で、出資者のスタートアップに対する**取引上の地位を高める**可能性がある（①）。また、株式の買取請求権の設定や行使は、その内容・方法によっては、スタートアップにとって**著しい不利益となる**可能性がある（②及び③）。
- ①取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、知的財産権の無償譲渡等のような不利益な要請を行う場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。
- ②取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、一方的に、出資額よりも著しく高額な価額での買取請求が可能な株式の買取請求権の設定を要請する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。
- ③取引上の地位がスタートアップに優越している出資者が、正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、保有株式の一部の買取りを請求する場合であって、当該スタートアップが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、**優越的地位の濫用**として問題となるおそれがある。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 問題の背景として、「ii.出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が挙げられる。
- 解決の方向性として、①出資者が買取請求権を濫用しないこと、②行使条件については重大な表明保証違反や重大な契約違反に明確に限定することが挙げられる。

## 株式の買取請求権③

### 個人への買取請求が可能な買取請求権

- スタートアップが、出資者から、スタートアップの経営株主等の個人に対する買取請求が可能な株式の買取請求権の設定を要請される場合がある。

【事例52】 z社は、出資者から、出資契約に創業者に対する株式の買取請求権を定めることを要求され、一方的に定められた。

【事例53】 AA社は、AA社が出資者の同意なしに事業を進めた場合には、出資者が創業者に対して株式の買取請求権を行使できるという条件を一方的に設定された。

### 競争政策上の考え方

- スタートアップの起業意欲を向上させ、オープンイノベーションや雇用を促進していく観点からは、出資契約において株式の買取請求権を定める場合であっても、その請求対象から経営株主等の個人を除いていくことが競争政策上望ましい。

### 問題の背景及び解決の方向性

- 問題の背景として、「ii.出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が挙げられる。
- 解決の方向性として、グローバルスタンダードへの対応が必要であること等に鑑み、契約違反時の買取請求権は、発行会社のみ限定し、経営株主等の個人を除いていくことが挙げられる。

# 研究開発活動の制限

## 研究開発活動の制限

- スタートアップが、出資者により、新たな商品等の研究開発活動を禁止される場合がある。

【事例54】 BB社は、BB社の技術を活かしたAIの開発に着手しようとしたが、出資者から、そのAIが他の出資先のAIと競合し得ることを理由に、その開発を禁止され、これに従わない場合には、出資契約を打ち切ることとされたため、その開発を断念せざるを得なかった。

## 独占禁止法上の考え方

- 出資者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、自ら又は他の出資先が有する技術の競争技術に関し、スタートアップが自ら又は第三者と共同して研究開発を行うことを禁止するなど、スタートアップの自由な研究開発活動を制限する行為は、一般に研究開発をめぐる競争への影響を通じて将来の技術市場又は商品等市場における競争を減殺するおそれがある。したがって、このような行為は、**拘束条件付取引**として問題となるおそれが強い。

## 問題の背景及び解決の方向性

- 問題の背景として、「ii.出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が挙げられる。
- 解決の方向性として、多様な成長可能性を有するスタートアップにとって、研究開発活動の制限は事業拡大の障害になる可能性が高く、基本的に望ましくないと考えられる。

# 取引先の制限

## 取引先の制限

- スタートアップが、出資者により、他の事業者との連携その他の取引を制限される場合や、他の出資者からの出資を制限される場合がある。

【事例55】 CC社は、投資業以外の事業も行っている出資者から、出資者の競合事業者との連携の禁止にとどまらず、競合事業者ではない事業者との取引についても全て制限を課された。

【事例56】 DD社は、将来的に出資者と共同事業を行っていくという約束で、出資者と独占契約を締結した。しかし、その後も共同事業は開始されず、かつ、出資者は独占契約の見直しの求めにも応じず、他の事業者と連携したくてもできない状況となった。

【事例57】 EE社は、出資契約において、出資者の事前の許可を得ずに他社から資金調達を行わないこと、他社と取引を行わないこと、他社と事業連携を行わないこと等の幅広い制限を課された。

【事例58】 FF社は、既存の出資者から、新たな出資者から出資を受ける場合には、既存の出資者との取引条件をFF社にとって著しく不利なものに変更する条件を追加されたため、新たな出資者から出資を受けることが事実上できなくなった。

## 独占禁止法上の考え方

- 市場における有力な事業者である出資者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な範囲を超えて、他の事業者との取引を禁止することは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、**排他条件付取引**又は**拘束条件付取引**として問題となるおそれがある。

## 問題の背景及び解決の方向性

- 問題の背景として、「ii.出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が挙げられる。
- 解決の方向性として、双方が今後のスタートアップの事業拡大を考慮した利害調整をした上でのオプションとして、当該制限が合理的に機能するものであるかの共通認識を持つことが挙げられる。



# 最恵待遇条件

## 最恵待遇条件

- スタートアップが、出資者により、最恵待遇条件（出資者の取引条件を他の出資者の取引条件と同等以上に有利にする条件）を設定される場合がある。

【事例59】 GG社は、出資者から、将来、他の出資者がより有利な条件で投資契約を結んだ場合には、出資者にも同条件を適用することとする最恵待遇条件を設定され、その結果、他の出資者から、出資の申出を受けることがなくなった。

【事例60】 HH社は、既存の出資者との契約に、既存の出資者に対する最恵待遇条件を設定された。HH社への追加出資を検討していた他の出資者は、最恵待遇条件が設定されていたため、最終的に追加出資を行わなかった。

## 独占禁止法上の考え方

- 市場における有力な事業者である出資者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、最恵待遇条件を設定することは、それによって、例えば、出資者の競争者がより有利な条件でスタートアップと取引することが困難となり、当該競争者の取引へのインセンティブが減少し、出資者と当該競争者との競争が阻害され、市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、**拘束条件付取引**として問題となるおそれがある。

## 問題の背景及び解決の方向性

- 問題の背景として、「ii.出資者側のオープンイノベーションに関するリテラシーの不足」や「iii.対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在」が挙げられる。
- 解決の方向性として、双方がスタートアップの今後の資金調達方向性を見越した、利害調整をした上でのオプションとして、最恵待遇条件が合理的に機能するものであるかの共通認識を持つことが挙げられる。

## 本指針の参考情報①

### (分野別契約に関するガイドライン等)

#### 【AI分野】

- 「データ共有型（プラットフォーム型）契約モデル規約に関する作業部会有志報告書」（経済産業省、令和2年3月）  
(<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200330001/20200330001.html>)
- 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（経済産業省、平成30年6月、令和元年12月）  
(<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001.html>)

#### 【農業×AI分野】

- 「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（農林水産省、令和2年3月）  
(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>)

#### 【ものづくり分野】

- 「ものづくりスタートアップのための契約ガイドライン& 契約書フォーマット」（経済産業省、2019年3月）  
(<https://startup-f.jp/guideline/>)

#### 【出資契約】

- 「我が国における健全なベンチャー投資に係る契約の主たる留意事項」（経済産業省、平成30年3月）  
(<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/ventureinvestnotice.html>)

### (独占禁止法に関する報告書及びガイドライン)

- 「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」（令和2年11月27日公正取引委員会）  
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>)
- 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」（令和元年6月14日公正取引委員会）  
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>)
- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会）  
([https://www.jftc.go.jp/hourei\\_files/yuuetsutekichii.pdf](https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetsutekichii.pdf))
- 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日公正取引委員会事務局）  
(<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html>)

## 本指針の参考情報②

### (相談等窓口)

担当行政官庁	報告・相談等	窓口課	連絡先
公正取引委員会	本指針の記載内容に関する質問 (公正取引委員会担当分) (注1)	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引調査室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 電話 (03)3581-5471 Fax (03)3581-1948
	独占禁止法第45条に基づく 違反事実の報告 (注2)	公正取引委員会事務総局 審査局 情報管理室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 電話 (03)3581-5471 Fax (03)3581-6050
	独占禁止法の事前相談及び 一般的な相談	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 相談指導室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 電話 (03)3581-5471 Fax (03)3581-1948
経済産業省	本指針の記載内容に関する質問 (経済産業省担当分) (注3)	(第2関係) 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話 (03)3501-1778 Fax (03)3501-9229
		(第3関係) 経済産業政策局 新規事業創造推進室	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話 (03)3501-1569 Fax (03)3501-6079
特許庁	モデル契約書に関する質問 (注4)	オープンイノベーション 推進プロジェクトチーム	E-mail : PAopen-innovation.pt@jpo.go.jp
新エネルギー・産業技術 総合開発機構 (NEDO)	スタートアップと連携事業者との オープンイノベーションに関する 一般的な相談	イノベーション推進部 政府系スタートアップ支援機関の 連携によるワンストップ相談窓口 “Plus One (プラスワン)”	問い合わせフォーム : <a href="https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=2032&amp;code=080108117115079110101">https://app13.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=2032&amp;code=080108117115079110101</a>

(注1) 公正取引委員会担当分は、独占禁止法上の考え方及び独占禁止法上問題となり得る事例を指す。

(注2) ホームページからの報告については、<https://www.jftc.go.jp>を参照。

(注3) 経済産業省担当分は、各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性を指す。

(注4) モデル契約書は、本指針で引用する「研究開発型スタートアップと連携事業者のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書(新素材)、(AI)」を指す。